

「一般社団法人 東京都新宿区歯科医師会 共済規程」改廃記録

区分	決議機関・年月日	施行年月日	旧条項	改定新条項	備考
制定		平成25年4月1日			法人移行に伴い制定
改定	第120回定時総会 令和2年6月27日	令和2年6月28日	(加入者) 第3条 3 本会共済への新規入会は50歳未満とする。	(加入者) 第3条 3 本会共済への新規入会は50歳未満とし、令和2年6月27日までとする。	・感染症等を共済給付金の対象とすることに決定 ・令和7年3月末日 共済制度の廃止を決定
			(共済の範囲) 第4条 本規程は次の場合に共済する事を規定する。 (1) 加入者が死亡した時。 (2) 加入者が全盲、又は廃疾のため業務を廃止した時。 (3) 加入者が傷病のため30日以上診療に従事出来なかった時。 (4) 加入者の住宅、または診療所が災害にあった時。	(共済の範囲) 第4条 本規程は次の場合に共済する事を規定する。 (1) 加入者が死亡した時。または全盲、廃疾のため業務を廃止した時。 (2) 全国規模または加入者が診療等業務を行う地域又はその周辺で発生した自然災害、感染症などの流行により、加入者の診療等業務に多大な影響が生じ、加入者に経済的損失が発生し又は見込まれる時。 尚、本項の適用は、社会的状況を考慮した上で、福祉厚生委員会の議を経て理事会で決議する。	

「一般社団法人 東京都新宿区歯科医師会 共済規程」改廃記録

<p>(給付)</p> <p>第5条 共済金として死亡の場合は民法で定められた順位の相続人へ、それ以外は加入者へ次の額を給付する。</p> <p>(1) 死亡、全盲、廃疾共済金</p> <p>(イ) 入会在籍15年以上の加入者 1,000,000円</p> <p>(ロ) 入会在籍15年未満の加入者 800,000円</p> <p>(2) 傷病共済金 (イ) 傷病共済金は1日に付き2,500円の割で90日分迄とする。</p> <p>(ロ) 前項により給付を受けるものが入院した場合は1日に付き3,000円の割で入院加算額を傷病共済金と併せて給付する。</p> <p>(3) 災害共済金</p> <p>(イ) 住宅又は診療所全焼500,000円</p> <p>(ロ) 住宅又は診療所半焼300,000円</p> <p>(ハ) 住宅又は診療所三分の一焼 150,000円</p> <p>(ニ) (イ)、(ロ)、(ハ)に該当しない被害の場合は災害の程度により、福祉厚生委員会の議を経て理事会で決定した額を給付する。</p>	<p>(給付)</p> <p>第5条 共済金として死亡の場合は民法で定められた順位の相続人へ、それ以外は加入者へ次の額を給付する。</p> <p>(1) 加入者が死亡した時。または全盲、廃疾のため業務を廃止した時。</p> <p>(イ) 入会在籍15年以上の加入者 200,000円</p> <p>(ロ) 入会在籍15年未満の加入者 160,000円</p> <p>(2) 共済規程第4条2項の自然災害・感染症などの場合は、災害の程度により、福祉厚生委員会の議を経て理事会で決定した額を給付する。</p>	
---	--	--

「一般社団法人 東京都新宿区歯科医師会 共済規程」改廃記録

<p>(立替払い)</p> <p>第6条 加入者が、病気その他特別の理由により共済負担金を納入することが極めて困難な場合には、福祉厚生委員会の議を経て理事会で決定した後、納入すべき金額の全部、又は一部について立替払いを行う事ができる。</p> <p>2前項の立替払いの適用理由が消滅したと認められる場合には、直ちに立替払いを中止し、当該加入者に対しすでに立替払いをした金額を、一括又は分割して、すみやかに返済させるものとする。</p> <p>3死亡、全盲、廃疾共済金を給付する時、当該加入者に立替払い金がある場合には、その額を差し引いて給付するものとする。</p>	<p>(立替払い)</p> <p>第6条 加入者が、病気その他特別の理由により共済負担金を納入することが極めて困難な場合には、福祉厚生委員会の議を経て理事会で決定した後、納入すべき金額の全部、又は一部について立替払いを行う事ができる。</p> <p>2前項の立替払いの適用理由が消滅したと認められる場合には、直ちに立替払いを中止し、当該加入者に対しすでに立替払いをした金額を、一括又は分割して、すみやかに返済させるものとする。</p> <p>3加入者が死亡した時、または全盲、廃疾のため業務を廃止した時の共済金を支給する際、当該加入者に立替払い金がある場合には、その額を差し引いて給付するものとする。</p>	
--	--	--

「一般社団法人 東京都新宿区歯科医師会 共済規程」改廃記録

		<p>(給付手続)</p> <p>第11条 給付を受けるときは速やかに次の手続を必要とする。</p> <p>(1) 死亡の場合には死亡を証明する書類</p> <p>(2) 全盲、廃疾の場合には次の書類を必要とする。</p> <p>(イ) 全盲、廃疾を証明する診断書</p> <p>(ロ) 全盲、廃疾のため歯科医師免許を取り消されたことを証明する書類 (所轄保健所の歯科医師免許返還申請受理証明書)</p> <p>(3) 傷病の場合は、共済金請求書</p> <p>(4) 災害の場合は災害証明書</p>	<p>(給付手続)</p> <p>第11条 給付を受けるときは速やかに次の手続を必要とする。</p> <p>(1) 死亡の場合には死亡を証明する書類</p> <p>(2) 全盲、廃疾の場合には次の書類を必要とする。</p> <p>(イ) 全盲、廃疾を証明する診断書</p> <p>(ロ) 全盲、廃疾のため歯科医師免許を取り消されたことを証明する書類 (所轄保健所の歯科医師免許返還申請受理証明書)</p> <p>(3) 共済規程第4条2項を適用する場合の、手続き・証明書類などについては、福祉厚生委員会の議を経て理事会にて別途定めるものとする。</p>	
		<p>(退会一時金)</p> <p>第13条 共済金の給付を受けことなく退会した場合は、退会一時金を支給する。</p>		第13条削除
			<p>(共済の廃止)</p> <p>第13条 本会共済制度は、令和7年3月末日をもって廃止とし、これに伴い、本共済規程も同日をもって失効する。なお、当該日の共済事業特別会計の正味財産残額は、一般会計に繰り入れることとする。</p>	第13条追加